

琵琶湖保全再生推進協議会設置要綱

（目的）

第一条 琵琶湖保全再生推進協議会（以下「協議会」という。）は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第二条 協議会は、別表 1 の委員をもって構成する。

- 2 法第 8 条第 1 項の主務大臣等は、必要があると認めるときは、別表 1 の委員のほか、必要と認める者を協議会に加えることができる。

（会長）

第三条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（協議会の招集等）

第四条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。

（幹事会）

第五条 協議会の目的を達成するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表 2 の幹事会委員をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会委員のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会は、必要があると認めるときは、別表 2 の幹事会委員のほか、必要と認める者を幹事会に加えることができる。

（幹事会の招集等）

第六条 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集する。

- 2 幹事会の議長は、幹事長がこれに当たる。
- 3 会長の承認を得た場合には、幹事会の協議の結果をもって協議会の協議の結果とすることができる。

（意見の聴取）

第七条 会長又は幹事長は、必要と認められるときは、関係市町村の長若しくは職員又は学

識経験のある者等に協議会又は幹事会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事の公開)

第八条 協議会の議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第九条 協議会の事務局を、国土交通省国土政策局総合計画課、環境省水・大気環境局海洋環境課及び滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課に置く。

(その他)

第十条 本要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

2 本要綱の変更は、協議会において行う。

附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

平成 29 年 7 月 24 日 一部改正

平成 30 年 9 月 7 日 一部改正

令和元年 9 月 9 日 一部改正

令和 2 年 9 月 8 日 一部改正

令和 4 年 9 月 7 日 一部改正

令和 5 年 9 月 15 日 一部改正

令和 6 年 9 月 10 日 一部改正

(別表 1)

主務省

総務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

関係行政機関

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

関係府県及び関係指定都市

滋賀県知事

京都府知事

大阪府知事

兵庫県知事

京都市長

大阪市長

堺市長

神戸市長

(別表2)

主務省

総務省	大臣官房地域力創造審議官
文部科学省	総合教育政策局長
農林水産省	水産庁次長
農林水産省	近畿農政局長
農林水産省	近畿中国森林管理局長
国土交通省	国土政策局長
国土交通省	水管理・国土保全局長
国土交通省	近畿地方整備局長
環境省	水・大気環境局長
環境省	自然環境局長
環境省	近畿地方環境事務所長

関係行政機関

財務省	大臣官房総括審議官
経済産業省	イノベーション・環境局 GX グループ 環境管理推進室長

関係府県及び関係指定都市

滋賀県	琵琶湖環境部長
京都府	建設交通部長
大阪府	政策企画部長
兵庫県	企画部長
京都市	都市経営戦略監
大阪市	計画調整局長
堺市	市長公室長
神戸市	都市局長